

## ○入札参加資格の承継申請について

- ・入札参加資格を承継する場合は、以下のとおりとする。

### (1)承継を認める場合

- ア 入札参加資格を有する者が営業譲渡により、その営業を一体として譲渡し、当該営業を譲り受けた者が当該営業に係る入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- イ 入札参加資格を有する会社が吸収合併により消滅し、合併後存続する会社が当該消滅した会社の入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- ウ 入札参加資格を有する個人が死亡し、相続により、その者が営業のために使用していた財産のすべてを相続した相続人が入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- エ 入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産のすべてを提供して設立した会社が入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- オ その他、上記各号に類する場合で、営業の一切が移転したと認められる場合

### (2)承継申請の手続き

入札参加資格を承継しようとする者は、入札参加資格承継審査申請書に、上記(1)アからオのそれぞれの場合に応じ、営業の一切が移転したことを示す書類を添付して申請する。

### (3)入札参加資格を承継する者が、企業団の入札参加資格を有していない場合

承継申請ではなく、入札参加資格審査申請書等一式を提出する。また、資格を引き渡す者は、入札参加資格の取消申請をする。

- ・(2)の申請を受けた場合は、企業団から入札参加資格承継承認通知書により通知する。